

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

資料2-2

1

道路

○歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
1	歩道の整備	施設	歩道確保が可能な幅員の道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、高齢者や障害のある人等が支障なく利用できる歩道づくりを進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、歩道の整備が必要な道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、歩道づくりを進めます。	A(実施率90%以上) 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づく、歩道づくりの推進に努めました。	道路下水道課
2	簡易な歩道がある道路の整備	施設	簡易な歩道がある準幹線道路のマウンドアップ歩道については、路面排水や歩道が片側のみにあるかまたは両側にあるなどの状況、ガードレールの設置状況、自動車交通量などを考慮し、可能な限り平坦な歩道づくりに努め、道路の状況に応じた歩道の高さについては、一定の基準を設けることにより、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、簡易な歩道については「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、マウンドアップ歩道をセミフラット歩道に改修するなど、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	A(実施率90%以上) 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づく、歩道づくりの推進に努めました。	道路下水道課
3	幅員の狭い生活道路の整備	施設	歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等が安全で円滑に通行できるよう、車両速度の抑制や、歩行者の安全対策としてイメージランプや注意喚起などの路面標示、外側線の内側を彩色し歩行空間をはっきりと明示することなど、段差や支障物をできるだけ設置しない方向での整備を進めます。安全対策としての防護柵、カーブミラー、安全標識等の設置は車いす利用者の通行も考慮しその設置に注意を払います。	福生市狭あい道路整備要綱に基づき、拡幅整備を進めます。歩行者の安全対策として、路面標示、外側線の整備等に取り組みます。	A(実施率90%以上) 歩行者の安全対策として、路面標示、外側線の整備等に取り組みました。 福生市狭あい道路整備要綱に基づき、拡幅整備を進めました。	道路下水道課
4	バス停留所の整備	施設	高齢者や障害のある人、ベビーカー利用者等のバスの乗り降りには、十分なスペースの確保と整備が必要であり、ノンステップバスやリフト付きバス等の車両の導入が進められているため、バス停留所のバリアフリー化を推進します。なお、歩道幅員が不十分な道路や歩道がない道路のバス停留所については、現況に応じて対応可能なバリアフリー化に努めます。	道路整備計画の策定に取り組み、歩道の改良にあわせてバス停留所のバリアフリー化を進めます。	A(実施率90%以上) 歩道の改良にあわせてバス停留所のバリアフリー化を推進することに努めました。	道路下水道課

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
5	休憩スポット、ベンチ等の整備	施設	高齢者や障害のある人にとって、長い距離を歩くことには困難が伴うため、沿道に公園などが無い市の幹線道路には、休憩スポット、ベンチ等の設置を配慮します。	道路整備計画の策定に取り組み、市道整備の際に、道路用地にゆとりのある場合は、休憩スポット、ベンチ等の設置について検討します。	A(実施率90%以上) 市道整備の際、道路用地にゆとりのある場合は、休憩スポット、ベンチ等の設置について検討するよう努めました。	道路下水道課
6	バリアフリー対応型信号機の整備	施設	高齢者や障害のある人等が道路を横断するには危険を伴うため、音声式信号機や色弱者にとって色の識別がしやすい信号機の設置、車いす利用者や児童が利用しやすい押しボタン式信号機の設置、押しボタンを押すことができない障害のある人等のための交通弱者用信号機設置を東京都に要望していきます。	「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、対象となる横断歩道の指定等の計画策定を進め、設置に向けて福生警察署に要望していきます。	A(実施率90%以上) 「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、対象となる横断歩道の指定等の計画策定を進め、設置に向けて福生警察署に要望するよう努めました。	道路下水道課
7	道路標識等案内表示の設置	施設	道路標識等案内表示については、歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	A(実施率90%以上) 歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備するよう努めました。	道路下水道課
8	事前確認の徹底	施策	道路の新設、改修等の設計、道路占用許可などにあたっては、歩行者、車いす利用者にとって移動しやすい道路になるかどうかを事前に確認したうえで、整備に着手するようにします。このため、整備前の確認を行うための確認表(チェックリスト)を作成します。	道路の新設、改修等の設計、道路占用許可などにあたっては、歩行者、車いす利用者にとって移動しやすい道路になるかどうかを事前に確認したうえで、整備に着手します。	A(実施率90%以上) 道路の新設、改修等の設計、道路占用許可などにあたっては、歩行者、車いす利用者にとって移動しやすい道路になるかどうかを事前に確認したうえで、整備に着手するよう努めました。	道路下水道課
9	道路占有者、市民への啓発	施策	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	A(実施率90%以上) 道路占用許可書で、歩行者や障害者に対して、十分な配慮を図るよう指導しました。	道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

1

道路

○区域等を定めた道路づくり

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	福生駅を中心とする区域の整備	施策	東西の駅前広場の整備や駅周辺の一体的な面的整備、保健センターに至るまでの富士見通りの整備を進めます。また、西口から福生中央体育館までの経路や周辺の生活道路については、中福生公園付近の歩道改良を東京都に要望します。	東京都が施工する西口の都道166瑞穂・あきる野八王子線の整備については、整備方法等について東京都建設局西多摩建設事務所と協議を行います。	A(実施率90%以上)	道路下水道課
2	牛浜駅を中心とする区域の整備	施策	市民会館、中央図書館など公共施設への経路や周辺の生活道路について、歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	B(実施率50~90%)	道路下水道課
3	拝島駅を中心とする区域の整備	施策	拝島駅への経路となる主要な市道のバリアフリー等を図っていきます。なお、それらの道路の中には、幅員の関係で整備が困難なものもありますが、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	水道工事等の施工に合わせ、路面改修等を行います。また、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	B(実施率50~90%)	道路下水道課
4	熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備	施策	駅舎の改良等は具体的な計画が未定であるため、周辺の道路状況を調査し、必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	B(実施率50~90%)	道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

1

道路

○市民参加による道路のバリアフリー等

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)		
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等	
1	看板、商品その他物品の撤去	施策	道路上に看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者にも協力を求めています。	道路上の視覚障害者誘導用ブロックに、看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者にも協力を求めています。	A(実施率90%以上) 道路パトロールで道路上の支障物を発見した際には、職員が直接撤去等の指導をしました。		道路下水道課
2	放置自転車等の根絶	施策	道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようPRします。特に福生駅周辺は、銀行や商店などへの来客の自転車と放置自転車等との区別がつかない場合もあり、事業者の協力を得ながら、駐輪マナーの徹底、放置自転車等の根絶に努めています。	【安全安心まちづくり課】 放置自転車への指導、撤去及び保管について、シルバー人材センターに委託します。	A(実施率90%以上) 市内各駅周辺おおむね300m以内の放置禁止区域で指導撤去の他保管業務を委託しました。		安全安心まちづくり課
				【道路下水道課】 道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないよう広報・ホームページ等でPRします。	A(実施率90%以上) 道路及び歩道上の放置自転車を令和2年度に32台撤去し、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようにしました。		道路下水道課
3	自動車の駐車、停車及び運転マナー	施策	歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、福生警察署並びに交通安全推進委員会、その他関係機関と連携・協力し、PRに努めています。	春・秋の交通安全運動などを交通安全推進委員会や関係機関と共に実施します。また、交通安全運動期間中は推進委員が主要な交差点において立哨を実施し、自動車の運転マナー向上に係るPRを図ります。	A(実施率90%以上) 春・秋の全国交通安全運動(各10日間)で交通安全推進委員会による立哨活動を福生市役所前交差点、鍋ヶ谷戸交差点の2箇所で行いました。感染拡大防止のため活動人数、時間を例年より縮小しました。		安全安心まちづくり課
4	樹木、植栽等の剪定	施策	樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	視覚障害者誘導用ブロックを害しないように、樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	A(実施率90%以上) 広報で剪定依頼を行い、道路パトロールで発見した箇所は、職員が直接協力依頼をしました。		道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

1

道路

○その他

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	幹線道路のバリアフリー整備	施策	連続性のあるバリアフリールートを確保するためには、市内の幹線道路のバリアフリー整備が重要であるため、市道幹線について、道路の状況に応じ、順次バリアフリー化を図ります。	道路整備計画の策定に取り組み、道路整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、バリアフリー化を図ります。	B(実施率50~90%) 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づく、バリアフリー化を図るよう努めました。	道路下水道課
2	国道及び都道のバリアフリー整備を要請	施策	国道及び都道については、整備状況、今後の整備計画等を把握のうえ、必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	A(実施率90%以上) 国や都に必要に応じて、要請を行いました。	道路下水道課
3	道路整備計画の策定	施策	道路のバリアフリー整備を進めるにあたっては、現在の道路の状況を把握したうえ、緊急度、優先度を検討し、「道路整備計画」を作成します。 また、整備に関する財源を確保するため、可能な限り、国や都の各種補助金、交付金を活用した整備に努めます。	道路整備計画策定に向け、内部検討会議を行います。	A(実施率90%以上) 道路維持計画を策定しました。	道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

2

駅

○駅の整備の推進

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
1	福生駅等の整備	施設	福生駅は、市の中心の駅であり、市の顔とも言えることから、西口周辺開発など駅周辺の整備に合わせさらに整備を進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、道路整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、バリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	B(実施率50~90%) 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づく、バリアフリー化や駅周辺道路の整備推進に努めました。	道路下水道課
2	牛浜駅の整備	施設	市民会館や福生野球場、中央図書館などの市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	B(実施率50~90%) 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づく、市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備推進に努めました。	道路下水道課
3	東福生駅の整備	施設	エレベーターの設置などバリアフリー化に向けて検討を行います。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等に加入し、協議会等を通じて要請・要望を行います。	A(実施率90%以上) 西多摩地域広域行政圏協議会及び八高線活性化促進協議会を通じて要請・要望を行いました。JR八王子支社と協定を結びバリアフリー化に向けた調査を行いました。	まちづくり計画課
4	熊川駅の整備	施設	必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等に加入し、協議会等を通じて要請・要望を行います。	A(実施率90%以上) 西多摩地域広域行政圏協議会を通じて要請・要望を行いました。	まちづくり計画課
5	鉄道事業者への要望、要請	施策	駅のバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者への継続した要望、要請に努めていきます。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等に加入し、協議会等を通じて要請・要望を行います。	A(実施率90%以上) 西多摩地域広域行政圏協議会及び八高線活性化促進協議会を通じて要請・要望を行いました。	まちづくり計画課
6	バリアフリー法に基づく基本構想の作成	施策	駅周辺の一体的な市街地開発事業を計画する場合などにおいては、バリアフリー法に基づく「基本構想」を作成し、駅及び周辺道路、広場等の重点的なバリアフリー等を推進します。	福生駅西口において、地権者を中心に駅前再開発の気運が高まっていますが、当該案件については都市建設部が福生市商工会を通じて間接的に支援を行っています。	A(実施率90%以上) 令和3年度に予定されている福生駅西口地区市街地再開発の事業者選定にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び「福生市公共サイン整備方針」を遵守する旨を記載した要求水準書(案)を作成しました。	まちづくり計画課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

3

市の建築物

○主な整備施策

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	敷地内通路の整備	施設	高齢者や障害のある人が道路から建物の入り口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。		E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
2	障害者用駐車スペース等の確保	施設	建物入り口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	0	E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
3	段差の解消及び手すりの設置	施設	建物入り口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	0	E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
4	トイレの整備	施設	施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、「だれでもトイレ」を設置します。また、利用者が分かりやすいように、「だれでもトイレ」の表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。なお、一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置きのもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。	0	E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
5	標示・誘導の改善	施設	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。		E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
6	出入り口(主要な出入り口)の整備	施設	現在手動式となっている施設の主要な出入り口については、順次、自動ドアを設置します。また、その他の出入り口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。		E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
7	エレベーターの整備	施設	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。		E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
8	観覧席・客席の整備	施設	観覧席・客席については、出入り口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者や障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。	スペース確保の検討を行うとともに、イベント開催時などに区画を設けて、観戦がスムーズに行えるよう努めます。 また、集団補聴設備設置のための研究等を行います。	B(実施率50~90%) 令和2年度は、該当案件がありませんでしたが、集団補聴設備設置のための研究を行いました。	施設公園課
9	子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	施設	乳幼児を連れて人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	0	E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

3

市の建築物

○体育施設の整備施策

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
1	敷地内通路のバリアフリー	施設	高齢者や障害のある人等の施設利用、観戦・見学等に配慮し、敷地内通路のバリアフリー化を図ります。	バリアフリー化について検討を行うとともに、人的な介助等、既存の状況でも対応するよう努めます。	B(実施率50~90%) 具体的な検討は行いませんでしたが、人的な介助等、既存の状況でも使用してもらえるよう努めました。	スポーツ推進課
2	観戦スペースの確保	施設	車いす利用者専用の観戦スペースを確保します。	スペース確保の検討を行うとともに、イベント開催時などに区画を設けて、観戦がスムーズに行えるよう努めます。	B(実施率50~90%) 具体的な検討は行いませんでしたが、イベント開催時などに区画を設けて、観戦がスムーズに行えるよう努めました。	スポーツ推進課
3	だれでもトイレの整備	施設	全体育施設において、だれでもトイレを整備していきます。	整備の検討を行うとともに、近隣公共施設を案内するなど、既存の状況においても、人的な介助等による対応を行います。	B(実施率50~90%) 具体的な検討は行いませんでしたが、近隣公共施設を案内するなど、人的な介助等による対応を行いました。	スポーツ推進課
4	シャワー室の整備	施設	今後の施設の改修計画に合わせ、だれでも利用できるシャワー室の設置に努めます。	施設改修の可能性を模索するとともに、シャワー室の設置についても検討します。	B(実施率50~90%) 具体的な検討は行いませんでしたが、利用者のニーズを把握し、設置済み施設の利用を促しました。	スポーツ推進課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

4

都市公園

○都市公園

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	出入り口や園路の整備	施設	出入り口や園路については、だれもが円滑に移動できるよう、段差の解消を図るとともに、スロープ(傾斜路)や手すり、わかりやすい案内表示の整備に努めていきます。	公園の整備及び改修時には、東京都福祉のまちづくり条例の基準に適合するよう、整備を進めていきます。	A(実施率90%以上)	施設公園課
2	遊具の整備	施設	公園の遊具については、だれもが使えるよう、ユニバーサルデザインのものを採用し、整備に努めていきます。	健康遊具において、ユニバーサルデザインのピクトサイン(説明板)を採用し、整備を進めていきます。	D(未実施)	施設公園課
3	トイレの整備	施設	「だれでもトイレ」を設置するなど、高齢者や障害のある人、乳幼児を連れた人の利用に支障がないトイレの整備に努めていきます。	【環境課】 ユニバーサルデザイン以外の公衆便所については、誰もが支障がなく利用できるよう、改修の際などに整備に努めていく。	E(対象事業なし)	環境課
				【施設公園課】 現在のユニバーサルデザイン以外のトイレについては、誰でも支障なく利用できるようトイレの更新時等の際に整備に努めていきます。	E(対象事業なし)	施設公園課
4	障害者用駐車スペースの確保	施設	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保します。	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保していきます。	B(実施率50~90%)	施設公園課
5	憩いの場の整備	施設	公園が市民にとって快適でうるおいのある憩いの場となり、だれもが支障なく利用できるよう、施設の整備に努めていきます。	公園パトロール等により、点検を実施し、施設の補修、樹木の管理等を適切に行い、市民に憩いの場を提供していきます。	A(実施率90%以上)	施設公園課

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)		所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		
6	「公園ボランティア制度」の実施	施設	「公園ボランティア制度」を広く市民に周知し、地域住民に清掃等の管理を依頼することにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めています。	「公園ボランティア制度」を広く市民に周知し、多くの地域住民に公園の維持管理に参加してもらうことにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めています。	B(実施率50~90%) 43公園で実施しました。		施設公園課
7	「公園・緑地整備計画」の策定	施設	公園・緑地76か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。	公園・緑地76か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。	B(実施率50~90%) 公園施設の長寿命化・維持管理計画の策定に向け、検討しました。		施設公園課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

5

学校教育

○学校教育

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)		
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等	
1	人権教育の推進	心	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	全校において、東京都教育委員会「人権教育プログラム」を活用し、人権教育全体計画及び年間指導計画に基づき、児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進します。	A(実施率90%以上) 児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進しました。		教育指導課
2	特別支援教育の推進体制の整備 ※平成28年度に項目修正	施策	福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。 ※平成28年度に内容修正	令和2年度に開設予定の中学校特別支援教室の整備を実施します。	A(実施率90%以上) 中学校不登校特例分校を開設し、不登校の生徒が社会的に自立できる力を育てていくため、一人ひとりの状況に合った独自の教育課程を編成していく学びの場の充実を図りました。		教育支援課
3	学校施設のバリアフリー化の推進	施設	学校施設については、「学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月)」や関係省庁の施設補助事業を考慮しながら、施設のバリアフリー化に努めていきます。	学校施設の新築、改修に際しては、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準拠するように設計・工事に反映をしていきます。	E(対象事業なし)		教育総務課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

6

生涯学習

○生涯学習

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	生涯学習環境のバリアフリー推進	心	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習環境のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるように配慮します。	【生涯学習推進課】 成人式における手話通訳者の手配や「ふっさ輝きフェスティバル」、「軽スポーツ&とん汁会」(青少年育成地区委員長会主催)、子ども議会等における会場の選定において、だれもが支障なく参加できるように配慮します。	B(実施率50~90%) 成人式においては、手話通訳者を手配し、だれもが支障なく参加できるように配慮しました。「ふっさ輝きフェスティバル」、「軽スポーツ&とん汁会」(青少年育成地区委員長会主催)及び子ども議会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	生涯学習推進課
				【公民館】 必要に応じて、行事等に手話通訳者を配置します。	A(実施率90%以上) 市制施行50周年記念事業「特別講演会」に手話通訳者を配置しました。	公民館
2	高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	施策	市が実施しているスポーツ教室やレクリエーション事業、パソコン教室などをはじめとする教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、だれもが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	公民館各館で寿生きがいひろば事業を実施するとともに、その成果の発表の場として人生うたい語りのつどいを実施します。青年学級にじのはらっぱ1コースを実施します。	B(実施率50~90%) 新型コロナウイルスの影響により、寿生きがいひろば事業、人生うたい語りのつどい事業を中止しました。青年学級にじのはらっぱを1コース3回実施しました。	公民館
3	「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の普及	施策	ア 学習講座の開催 「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」を普及させるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の定期的な開催等に努めます。 イ ポスターの作成、掲示等 ポスターの作成、掲示等により、市民へ「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」という言葉や内容をPRし、バリアフリー等についての啓発に努めていきます。 ウ ホームページへの掲載 本計画の内容を市ホームページに掲載し、その中で「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」をPRします。	ア 学習講座の開催 福祉関連講座を継続的に実施します。 イ ポスターの作成、掲示等 青年学級にじのはらっぱのボランティア募集ポスターを作成・掲示し、PRや啓発を行います。 ウ ホームページへの掲載 青年学級にじのはらっぱのボランティア募集をホームページに掲載し、PRを行います。	A(実施率90%以上) ア 地域福祉講座を2コース5回実施しました。 イ 青年学級にじのはらっぱについて、公民館ふっさで周知しました。また、ボランティア募集のポスターを掲示し、PRや啓発を行いました。 ウ 市のホームページに青年学級にじのはらっぱのボランティア募集の記事を掲載し、PRを行いました。	公民館
4	ボランティア活動の推進	施策	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」へ通じる市民の心を育んでいきます。	青年学級にじのはらっぱに係るボランティア・スタッフの研修等を実施します。	A(実施率90%以上) 各回の終了後、情報交換や研修を実施しました。	公民館

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)		所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		
5	高齢者や障害のある人との交流の促進	施策	保育所や幼稚園に通う幼児期のころから地域の老人クラブや高齢者施設、障害者施設、地域の団体、グループ等の高齢者や障害のある人との交流を奨励していきます。	青年学級にじのはらっぱでの障がい者とボランティアとの交流はもとより、活動を地域に展開し、幅広い市民との交流を通して、ともに生きる地域社会実現の一助とします。	B(実施率50~90%) 近隣自治体の青年学級や公民館利用団体との交流を計画し準備していましたが、新型コロナウイルスの影響により、交流を中止しました。		公民館

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

7

市民参加

○市民参加

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	市民への普及・啓発	心・情報・施策	市民への「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への「思いやり」意識を高め、ハード・ソフトの両面から「まち」のバリアフリー化を推進します。	【議会事務局】 視覚障害者(1・2級)の方へ市議会だより音訳CDのお届けや専用再生機について、市議会だより発行ごとに明記してお知らせしていきます。 補聴器を使用する方に、議場に磁気ループを導入している旨も明記してお知らせしていきます。 また、高齢者や子育てなどで傍聴に出かけることができない方も、自宅のパソコンで本会議の様子をご覧になれるインターネット議会中継についても明記してお知らせしていきます。	A(実施率90%以上)	議会事務局
				【総合窓口課】 職員が「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」についての共通認識を持ち、バリアフリー対応を推進します。	A(実施率90%以上)	総合窓口課
				【社会福祉課】 広報、ホームページの活用及びポスターの掲示等を通じて、バリアフリーの推進に御協力いただけるよう周知を行います。	A(実施率90%以上)	社会福祉課
				【子ども育成課】 児童館等で市民への「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の普及・啓発を図っていきます。	A(実施率90%以上)	子ども育成課

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
2	近隣の高齢者 や障害のある 人等への配慮	心・施策	近隣に住む高齢者や障害のある人等が困っているときには、思いやりを持ち地域全体で見守り、非常時には地域住民が協力して避難誘導できるような環境づくりに努めます。	【社会福祉課】 民生委員・児童委員が地域住民の把握に努め、地域全体で見守りができるよう支援していきます。	A(実施率90%以上) 令和元年台風19号による災害時の経験から民生委員・児童委員協議会にて作成した、非常時の各委員対応案について、作成支援を行いました。	社会福祉課
				【障害福祉課】 障害者(児)等の希望者に対し、障害福祉課窓口及び福祉センターにおいてヘルプカードを配布するとともに、広報・ホームページで周知を行います。	A(実施率90%以上) 障害者(児)等の希望者に対し、障害福祉課窓口及び福祉センターにおいてヘルプカードを配布するとともに、広報・ホームページで周知を行いました。また、障害者のための災害時避難行動マニュアル等を配布しました。	障害福祉課
				【介護福祉課】 高齢者見守りのポイントと通報先などを掲載した広報資材等を作成します。	A(実施率90%以上) 委託型地域包括支援センターにて作成している地域資源マップの内容更し、配布しました。	介護福祉課
3	身体障害者補助犬 同伴者への理解の促進	情報	「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の施行により、官公庁等の公共機関や公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等においては、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を拒んではならないことになっているため、市民及び民間事業者が同法の趣旨を理解し、身体障害者補助犬同伴者の社会参加促進に協力できるよう、広報等でPRしていきます。	広報・ホームページに掲載し周知を行います。	A(実施率90%以上) 広報・ホームページに掲載し周知を行いました。	障害福祉課
4	市民の意見要望等の把握	情報	新たな施設を設置し、または既存施設のバリアフリーを図る場合は、障害者団体をはじめ、地域住民等の意見要望等を把握し、事業を実施します。	所管部署と連携し、地域住民等の意見要望等の把握に努めていきます。	B(実施率50～90%) 新たな施設設置や既存施設のバリアフリー事業はなかったが、福生市地域福祉推進委員会において、障害者団体や地域住民の意見要望を反映した第6期福生市地域福祉計画と第4期福生市バリアフリー推進計画を策定しました。	社会福祉課

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
5	危険箇所の連絡の依頼	情報	市内の道路、公共施設等で、高齢者や障害のある人等の移動に際して、早急に改善が必要となる危険な箇所等がある場合は市に連絡してもらおう、広報等で市民に協力を求めます。	【介護福祉課課】 利用者懇談会を毎月実施します。	A(実施率90%以上) 【福祉センター】 利用者懇談会を毎月実施しました。寄せられた連絡には随時対応しました。	介護福祉課
				【道路下水道課】 ホームページ掲載が難しい場合は、市に連絡してもらえらるような、仕組みづくりの検討を行います。	A(実施率90%以上) 市民からの自発的に寄せられた道路危険箇所等の要望については、これまでどおり適宜対応を行いました。 また、東京都が東京大学と連携して開発した道路通報システムを、福生市でも試行期間として利用を開始しました。スマートフォンアプリがあれば誰でも道路上の不具合などを通報でき、電話以外の連絡ツールとして活用しました。	道路下水道課
				【施設公園課】 公園・児童遊園に危険な箇所等がある場合には市に連絡するような仕組みづくりを検討します。	A(実施率90%以上) 公園・児童遊園の看板に問合せ先を記載したり、公園ボランティアや市民から危険箇所について情報提供される仕組みができています。	施設公園課
6	「商店街振興プラン」の推進	施策	民間事業者に協力を要請し、『福生市商店街振興プラン』の記載内容を促進して、市民や来街者が安心して買い物できるようバリアフリーの取組を進めます。	必要に応じ、民間事業者に協力を要請します。	A(実施率90%以上) 必要に応じ、商工会ならびに民間事業者と連携を図りました。	シティセールス推進課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

8

組織の対応

○施設のバリアフリー等

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
1	バリアフリー意識の徹底	施設	本計画書の配布、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の配布により、施設整備担当者、施設管理担当者をはじめ、すべての職員に対し、高齢者や障害のある人等への配慮、バリアフリー意識の徹底を図ります。	【議会事務局】 議場傍聴席入口の階段利用に支障のある高齢者や障害のある方が訪れたときは、職員が出向き、議場階段昇降機利用の対応をするよう徹底していきます。	A(実施率90%以上) 階段昇降機の保守点検により、いつでも安全に利用できるよう環境整備を行いました。(令和2年度利用実績なし)	議会事務局
				【社会福祉課】 都発行「心のバリアフリー」及び「情報のバリアフリー」ガイドラインを新たに配付し、最新の区市町村の事例を通じて、意識の啓発を図ります。	A(実施率90%以上) 都発行の心のバリアフリーハンドブック、ポスターの配付等、意識啓発を図りました。	社会福祉課
				【子ども育成課】 バリアフリー推進計画などにより、職員に対してバリアフリー意識の徹底を図っていきます。	A(実施率90%以上) バリアフリー推進計画などにより、職員の意識の徹底を図りました。	子ども育成課
				【施設公園課】 施設の新築、改修に際しては、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準拠するように設計に反映していきます。	E(対象事業なし) 令和2年度は該当案件がありませんでした。	施設公園課
				【選挙管理委員会事務局】 選挙のお知らせを発行し、入院中の人、重度の障害がある人等が投票できる制度のPRとして不在者投票の案内を記載したほか、市のホームページから必要書類のプリントアウトができるようにした。また、代理・点字投票も明記していきます。	A(実施率90%以上) ホームページに入院中の人、重度の障害がある人等が投票できる制度のPRとして不在者投票の案内を載せたほか、必要書類のプリントアウトができるようにした。また、代理・点字投票も明記しました。	選挙管理委員会事務局

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
2	施設のバリアフリー整備状況の把握	施設	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	【社会福祉課】 毎年度バリアフリー推進計画の進捗状況調査により、整備状況を把握していきます。	A(実施率90%以上)	社会福祉課
				全課に、進捗状況調査を行い、整備状況の確認・把握を行いました。		
				【子ども育成課】 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設(児童館)のバリアフリー整備状況を把握します。	A(実施率90%以上)	子ども育成課
				「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設(児童館)のバリアフリー整備状況を把握しました。		
3	設計業者等との協議	施設	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	【社会福祉課】 東京都福祉のまちづくり条例に基づく、届出等の事務処理を適切に行い、バリアフリー、ユニバーサルデザインの整備について取り組んでいきます。	A(実施率90%以上)	社会福祉課
				条例に基づき、事務処理を適切に行うとともに、整備項目の努力基準を満たすよう、指導・助言を行いました。 指導・助言数 2件		
				【子ども育成課】 施設の改修の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	E(対象事業なし)	子ども育成課
0						
				【施設公園課】 施設の新築、改修等の際には、設計業者や施設管理者とバリアフリー整備の協議を実施していきます。	E(対象事業なし)	施設公園課
				令和2年度は該当案件がありませんでした。		

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

8

組織の対応

○情報のバリアフリー等

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	わかりやすい 情報提供の配 慮	情報	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供する際には、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	【議会事務局】 声の市議会だより作成委託を実施している。市議会だよりの音訳をデージー方式のCD版にして、発行ごとに視覚障害者(1・2級)の方にお届けしていきます。	A(実施率90%以上)	議会事務局
				市広報及び市議会だよりでPRを行いました。	A(実施率90%以上)	秘書広報課
				【秘書広報課】 音声による広報「声の広報」(デージー式CD)の充実させます。		
				【総合窓口課】 広報その他、市の情報を提供する際には、わかりやすい文章等で内容を表現します。	A(実施率90%以上)	総合窓口課
				課内で作成する案内文書等はわかりやすい文章への見直しを定期的に行いました。	B(実施率50~90%)	収納課
				【収納課】 市税催告文をわかりやすい文章で内容を表現し、字体の大きさについても配慮します。		
【社会福祉課】 各計画書(地域福祉計画、バリアフリー推進計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険事業計画)等にSPコードを挿入し、視覚障害者への情報提供に配慮していきます。	A(実施率90%以上)	社会福祉課				
令和2年度に各計画の策定が行われ、当該計画にはSPコードを挿入し、視覚障害者への情報提供に配慮しました。	A(実施率90%以上)	子ども育成課				
【子ども育成課】 保育園入園のしおり、学童クラブ入所のしおり等を作成する際には、わかりやすい文章で内容を表現するよう努めていきます。			保育園の入園のしおりや学童クラブ入所のしおりをわかりやすい表現で作成するよう努めました。			

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
1	わかりやすい 情報提供の配 慮	情報	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供する際には、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	【会計課】 会話が不自由な方でも支払の問合せ等を容易に行えるようにするため、想定される質問をあらかじめ記載した筆談用紙を会計課窓口付近に用意していきます。	A(実施率90%以上) 筆談用紙を引き続き会計課窓口付近に用意しました。	会計課
				【教育総務課】 視覚障害者に配慮したデージー方式のCD版「声の教育広報」を希望する方に配布します。	A(実施率90%以上) 年4回の「福生の教育」の発行に合わせてデージー方式のCD版を作成し、希望者へ郵送しました。	教育総務課
				【学校給食課】 聴覚障害者に配慮したDVDを活用し、施設見学を行います。	B(実施率50~90%) 聴覚障害者に配慮したDVDを活用し、防災食育センターの施設見学受け入れを行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う見学中止のため、件数は学校関係3件となりました。	学校給食課
2	災害情報のバ リアフリー化等 の推進	情報	災害時には、文字表示機能を活用し、聴覚障害者への情報提供に配慮し、行政と関係機関、地域住民による協力体制の確立に努めていきます。	火災、大雨、台風などの災害発生時に防災行政無線屋外文字表示板及び聴覚障害者に貸与している文字表示板を活用して、情報提供を行っています。	A(実施率90%以上) 災害発生時に防災行政無線屋外文字表示板及び聴覚障害者に貸与している文字表示板を活用して、情報提供を行いました。	安全安心まち づくり課
3	視覚障害者・ 聴覚障害者へ の情報サービス の充実	情報	図書館における点字図書、録音資料や字幕付きDVDなど視聴覚障害者への情報サービスの充実に努めます。	大活字資料の購入や、障害者用録音資料の購入を行っています。	A(実施率90%以上) 大活字本36冊、朗読CD72枚を購入しました。	図書館
4	ホームページ のバリアフリー 化等	情報	高齢者や障害のある人を含む多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、アクセシビリティに配慮していきます。	平成28年9月に行ったリニューアルをベースに、アクセシビリティに配慮したホームページの運営を行います。	A(実施率90%以上) アクセシビリティへの配慮等、各課で作成したページを公開前に点検するとともに、公開中のページについても、リンク切れの確認等を行いました。	秘書広報課

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	所管課等
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	
5	福祉サービスガイドブックの作成	情報	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	【社会福祉課】 現状の「福祉のてびき」の内容を整理し、より見やすく、より分かりやすいガイドブックとなるよう、調査・研究し、改定していきます。	B(実施率50～90%) 各課で作成している手引き等の掲載内容・方法を確認し、今後の改定に向けて取り組みました。	社会福祉課
				【障害福祉課】 障害者手帳を取得した方に、福祉サービスガイドブックを渡し、情報提供を行います。	A(実施率90%以上) 障害者手帳を取得した方に、福祉サービスガイドブックを渡し、情報提供を行いました。	
6	バリアフリーマップの作成	情報	全ての人が外出する際の参考となるよう、「バリアフリーマップ」の作成に取り組みます。	過去に、市民団体が作成をしていますが、現状、市では作成をしていません。作成の検討を含め、わかりやすいマップ作成の研究を行っていきます。	B(実施率50～90%) 他市の取組事例の把握に努め、今後の作成についての情報収集を行いました。	社会福祉課
7	図書館資料の宅配	情報	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な方について、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料(点字図書館、市外図書館借用資料含む)の郵送サービスも実施します。	宅配については月に一度、対象利用者に対して実施していますが、郵送サービスも適時行っていきます。	A(実施率90%以上) 利用者6人(郵便利用者含む)に対して、47件の宅配を行いました。	図書館
8	対面音訳の実施	情報	視覚障害等により、墨字資料を読むことが困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施します。	ボランティアの協力を得て実施を予定し、バリアフリー体験上映会を行うなど事業の周知に努めていきます。	B(実施率50～90%) 対面音訳事業の周知を目的として、バリアフリー体験上映会の実施を予定し、準備していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できませんでした。	図書館

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19項>

8

組織の対応

○施策面等におけるバリアフリー等

No.	項目	区分	事業の進め方	計画(令和2年度)	実績(令和2年度)	
					A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	所管課等
1	だれもが参加しやすい事業等の実施	施策	事業等の実施にあたっては、計画の段階から、だれもが参加しやすいよう、配慮に努めます。	【子ども育成課】 指定管理者が実施している児童館事業について、だれもが参加しやすいよう、配慮していきます。	A(実施率90%以上) 児童館事業について、だれもが参加しやすいよう配慮し実施しました。	子ども育成課
				【公民館】 市民企画講座や講座の準備会などを通して、計画の段階から参画できる機会を設定します。	B(実施率50~90%) 講座の企画立案や、企画講座準備会を開催して協議・検討をしましたが、新型コロナウイルスの影響により、企画講座や各種事業のための実行委員会 は中止しました。	公民館
2	要配慮者(避難行動要支援者)への支援	施策	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	災害時要援護者の把握に努め、個人情報情報の更新、制度の周知、登録の推奨を行い、支援体制を整備して災害時に備えます。	A(実施率90%以上) 民生委員等の協力により、制度周知と登録が推進されました。 R02新規登録者数:5名	安全安心まちづくり課
3	手話通訳、盲ろう者通訳研修等への職員派遣	施策	手話通訳や盲ろう者通訳の研修等へ職員が参加しやすい職場環境をつくり、研修への職員派遣に配慮していきます。	手話通訳や盲ろう者通訳の研修とあわせて、高齢者や障害者の疑似体験等を通じて、当事者意識の醸成が図られるよう、研修への受講を配慮していきます。	B(実施率50~90%) 高齢者疑似体験研修を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施することができませんでした。	職員課
4	障害のある人の支援	施策	ア 使用料の減免、入場料の軽減 障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。 イ 障害者団体等への支援 障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	イ 障害者団体等への支援 【障害福祉課】 障害者団体に活動促進のための補助金を交付するとともに、宿泊訓練、レクリエーション、行事等の活動を支援します。 各種団体補助金:238,000円 庁用バスの提供	A(実施率90%以上) 障害者団体に活動促進のための補助金を交付するとともに、宿泊訓練、レクリエーション、行事等の活動を庁用バスの提供をするなどして支援しました。 ※コロナにより活動の多くが未実施	障害福祉課